

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第2区分
【発行日】令和6年9月27日(2024.9.27)

【国際公開番号】WO2022/107719
【出願番号】特願2022-563740(P2022-563740)

【国際特許分類】

H 0 1 L 2 3 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

H 0 1 L 2 3 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 1 L 2 3 / 1 2 F

H 0 1 L 2 3 / 1 4 R

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月18日(2024.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一对の第1の端子を有する電子部品と、少なくとも一对の第2の端子を有する回路基板と、を備える実装基板であって、

前記第1の端子、及び前記第2の端子は、金属元素を含む接合材によって電気的に接合され、

前記電子部品及び前記接合材は、絶縁体によって形成された壁内に配置され、

前記電子部品の下面は前記壁の上面より低く、

前記壁によって囲まれる領域の長辺を寸法d1とし、前記電子部品の長辺を寸法d2とした場合、

30

(寸法d1 - 寸法d2)の値は、10µm以下であり、

一对の前記第2の端子の間に、前記壁の前記上面より低い第1のスペーサーが配置される、実装基板。

【請求項2】

前記電子部品及び前記接合材と、前記壁との間には、構成材が配置される、請求項1に記載の実装基板。

【請求項3】

前記構成材が前記壁の前記上面より上に存在する、請求項2に記載の実装基板。
実装基板。

【請求項4】

40

少なくとも一对の第1の端子を有する電子部品と、少なくとも一对の第2の端子を有する回路基板と、を備える実装基板であって、

前記第1の端子、及び前記第2の端子は、金属元素を含む接合材によって電気的に接合され、

前記電子部品及び前記接合材は、絶縁体によって形成された壁内に配置され、

前記電子部品の下面は前記壁の上面より低く、

前記壁によって囲まれる領域の長辺を寸法d1とし、前記電子部品の長辺を寸法d2とした場合、

(寸法d1 - 寸法d2)の値は、10µm以下であり、

前記電子部品及び前記接合材と、前記壁との間には、構成材が配置され、

50

前記構成材が前記壁の前記上面より上に存在する、実装基板。

【請求項 5】

前記壁の内周に前記壁の前記上面より低い第 2 のスペーサーが配置される、請求項 1 ~ 4 の何れか一項に記載の実装基板。

【請求項 6】

前記壁の前記上面の高さを寸法 h_1 とし、前記電子部品の上面の高さを寸法 h_2 とした場合、(寸法 h_2 - 寸法 h_1) の値は、 $9 \mu\text{m}$ 以下である、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の実装基板。

【請求項 7】

前記電子部品の下部に段差があり、前記下部と前記回路基板との間に構成材が配置される、請求項 1 ~ 6 の何れか一項に記載の実装基板。 10

【請求項 8】

前記壁の内側面は、テーパー形状を有する、請求項 1 ~ 7 の何れか一項に記載の実装基板。

20

30

40

50